

説 明 確 認 書

長崎県漁業信用基金協会 理事長 殿

年 月 日付け債務保証承諾書（又は債務保証委託書） 資金（保証金額
円）に係る求償権の範囲の限定については、下記のとおり確認します。

記

被保証人が、漁業又は水産加工業とそれ以外の事業を併せて営んでいる等の事情により、漁業又は水産加工業の用に供する資産とそれ以外の事業の用に供する資産との間での混同や流用が起こり得る場合には、あらかじめ漁業又は水産加工業の事業資金等に係る収入及び支出並びに資産及び負債を他の事業の資金に係るものと区分して管理しないときは、それ以外の事業の用に供する資産についても求償権回収の対象となること。

以 上

年 月 日

被保証人

住所

名称・氏名

Ⓔ

代表者

Ⓔ

連帯保証人

住所

氏名

Ⓔ